

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が定める「建設工事請負契約書」第10条第2項に規定する工事現場における現場代理人の常駐義務について、現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、当該常駐義務を緩和し、他の建設工事との兼務を認める取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼務を認める要件)

第2条 現場代理人の兼務を認める建設工事は、町が発注した建設工事であって、その契約金額(消費税を含む。)が3,500万円未満のものうち、町長が承諾をしたものとする。

2 現場代理人1人につき、兼務をすることができる建設工事は、2件までとする。

(兼務の手続)

第3条 請負者は、現場代理人を兼務させようとするときは、現場代理人の兼務承諾願(様式第1号。以下「兼務承諾願」という。)を新たに兼務させようとする建設工事の監督職員に提出し、町長の承諾を得なければならない。この場合において、兼務承諾願に記入する連絡員については、現場代理人との連絡を常時とることができるよう適切な者を選定しなければならない。

2 町長は、前項の兼務承諾願が提出されたときは、請負者が既に受注している建設工事の状況を勘案し、現場代理人の兼務承諾・不承諾通知書(様式第2号)により請負者に通知するものとする。

(契約変更時の取扱い)

第4条 町長は、現場代理人の兼務を承諾した建設工事について、設計変更等の理由により第2条第1項に規定する契約金額を超過することとなった場合においても、同項の要件に該当しているものとみなし、引き続き兼務を認めることができる。

(兼務中の遵守事項)

第5条 兼務の承諾を受けた現場代理人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼務する現場の管理について、一方の現場に偏ることなく、均等かつ適切に行うこと。
- (2) 兼務する現場の施工について、関係法令等を遵守するとともに、安全管理等に瑕疵が生じないように留意すること。
- (3) 兼務承諾願の内容に変更があったときは、直ちに書面により届け出ること。

(兼務の承諾の撤回等)

第6条 町長は、現場代理人の兼務を承諾した場合において、現場代理人を兼務することにより現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となるおそれがあると認めたときは、当該現場代理人の兼務の承諾の撤回その他必要な措置を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、現場代理人の常駐義務の緩和に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。